

FAX 郵送④

別紙

2/2

平成22年8月25日

薬剤師国家試験出題基準（案）に関する日本薬剤師会からの意見について

件名： 薬剤師国家試験出題基準（案）に関する意見

氏名： 社団法人 日本薬剤師会

意見：

（該当箇所） 出題領域 「法規・制度・倫理」

大項目 「薬学と社会」

中項目 「地域薬局」

（意見内容）

「一般用医薬品の供給」を、上記の中項目「地域薬局」における新たな独立した小項目として設けるか、同中項目中の小項目「地域薬局・薬剤師」における例示として、記載いただきたい。

（理由）

薬剤師は、下記のとおり薬剤師法第1条にその任務が規定されている。

〈薬剤師法第1条〉

「薬剤師は、調剤、医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」

本条文中の医薬品の供給（一般用医薬品の供給）は、調剤と並び、地域薬局・薬剤師の重要な業務のひとつである。そして、改正薬事法の施行により、わかりやすくより安全で安心な医薬品の供給が求められている。

一般用医薬品の供給に関しては、実務として、実習の現場で来局者からの情報収集、状態の評価、来局者への指導・助言、モニタリングや事後指導等について体験することになるが、それを支える知識等の教育については、学内で体系的な教育が必要である。

以上

FAX、郵送⑤

○件名：薬剤師国家試験出題基準（案）に関する意見

○日本大学薬学部

○意見：

〈該当箇所〉

(3) 留意事項 ③各領域における留意事項 【物理・化学・生物】

〈意見内容〉

「生物」は基礎的知識を問う問題を中心に出题するようですが、それについては賛同できます。

〈理由〉

〈該当箇所〉

(3) 留意事項 ③各領域における留意事項 【物理・化学・生物】

〈意見内容〉

生物系に関しては、厚生労働省のHPの出題基準（案）に記されていることに賛成で、モデルコアカリキュラムに沿って基本的な問題を多く出題するべきであると考えます。モデルコアカリキュラムで非常に細かく分類させているものを、敢えて広範囲から集めて複合的な問題にすると、基礎ではなくかえって難解な問題になりがちなので、そのような問題は数を多くしない方がよいと思います。

バイオテクノロジーや生命科学の分野についても、進歩に遅れないように基本的な事項の理解を問うた上で、遺伝子治療や再生医療の新しい技術の意味（意義）を理解しているかを問うような問題が望ましいと思います。

〈理由〉

〈該当箇所〉

(3) 留意事項 ②必須問題及び一般問題における留意事項 【必須問題】

〈意見内容〉

五択は難易度が高くなりすぎないか。

出題領域ごとの合格が必要とする場合、特に化学物理生物領域のみで不合格になる可能性が高く、資格試験としては難解にならないだろうか。

〈理由〉

〈該当箇所〉

(3) 留意事項 ②必須問題及び一般問題における留意事項 【必須問題】

〈意見内容〉

必須問題と CBT 問題の違いは何か。棲み分けはあるのか。

〈理由〉

〈該当箇所〉

(3) 留意事項 ②必須問題及び一般問題における留意事項 【一般問題】

〈意見内容〉

総合問題・複合問題については記述が少なく、何を検討しているのかが伝わってこない。

〈理由〉

〈該当箇所〉

(3) 留意事項 ③各領域における留意事項 【衛生】

〈意見内容〉

従来の出題からすると、その内容に関して、いわゆる“歯抜け”があるように思われる。

〈理由〉

従来、衛生分野の出題範囲である麻薬、覚醒剤の社会的影響に関する出題について新出題基準により考えた場合、1. 実務;薬物乱用防止 2. 法規;麻薬覚醒剤取締法、3. 衛生、薬剤、化学;それらの構造あるいは代謝での出題が想定されるが、3項に示す内容をどの分野で出題するか明確でない。

また、栄養化学に関して、物質の構造は、物理、化学、生物で出題、内容に関しては衛生で出題するように求められている(薬剤師国家試験出題基準(案)3頁)。このような出題方法では、7領域が相互に密接に関連する実践力を確認する出題は不可能である。ここに掲げられた基準がすべてではないと記されているが、出題範囲の重複を避けるための配慮をしすぎているように思われる。

〈該当箇所〉

別表 IV 薬剤

〈意見内容〉

薬物の体内動態 薬物動態の解析 薬動学 のところで「ポピュレーションPK解析」が、
薬物の体内動態 薬物動態の解析 TDM のところで「薬効と薬物血中濃度の同時解析」が
必要と考えます。

製剤材料の性質 製剤材料の物性「粉末X線回折測定法の原理と利用法」は、他の測定
法と比較して強調され過ぎており、これは次の項の「製剤材料の物性の測定」に含まれる
べきだと考えます。

同じく、製剤材料の物性の項に「融解、昇華などに関する項」が必要ではないかと考え
ます。

(理由)